



全国初 日本郵便株式会社と地域振興に係る連携協定を締結

東海農政局は、3月24日、日本郵便株式会社（根岸一行常務執行役員・東海支社長）との間で地域振興の連携に関する協定書を取り交わしました。

この協定は、東海農政局と日本郵便株式会社東海支社が緊密に協力し、中山間地域等におけるコミュニティの維持や地域資源の利活用などの取り組みを積極的に支援することを目指しています。

農村RMO（※）等が行うコミュニティ維持のための活動に全国24,000のネットワークを持つ地域の郵便局が参画することにより、生活支援などの活動の拡大や質的な向上が期待できます。

農林水産省が日本郵便株式会社と協定を結ぶのは今回が全国初となり、本協定の締結を契機に、両者がしっかりと連携して、地域社会の維持に貢献していきます。

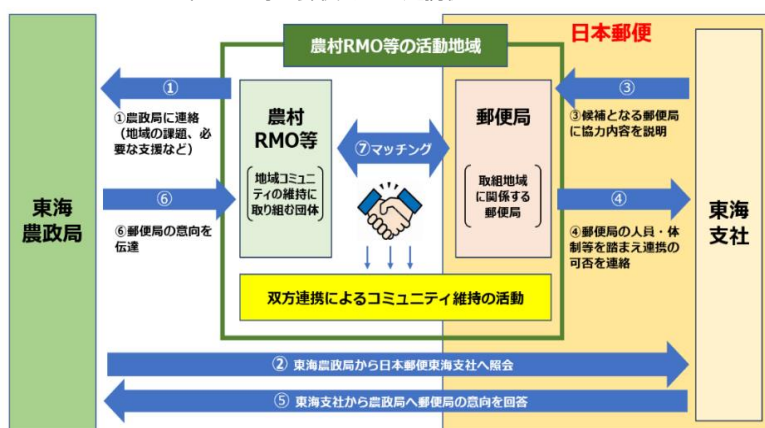
（※）農村RMO（農村型地域運営組織）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取り組みを行う組織

農村RMO等と郵便局との連携促進のイメージ



協定書を手にする日本郵便株式会社 根岸一行常務執行役員（東海支社長）（左）と東海農政局 秋葉局長（右）



詳しくはこちら



お問合せ先 農村振興部 農村計画課 TEL 052-223-4629

「第2回みどり戦略学生チャレンジ」参加宣言を受付中です

東海地方（岐阜県、愛知県、三重県）の高校、大学、専門学校等の皆さん、みどりの食料システム戦略（みどり戦略）に基づく環境に配慮した取り組みにチャレンジしませんか。参加宣言（応募登録）は、6月30日（月曜日）までです。



●参加対象

- ・学校の授業内の課題、研究
- ・部活動・ゼミ・サークル活動等の取り組み
- ・学校の垣根を超えたグループ
- ・個人による取り組み

●こんな取り組み

- ・化学肥料の低減
- ・AIを活用した循環型農業等

第1回の
取組事例は
こちら



チャレンジ
の詳細は
こちら



参加宣言は
こちら



お問合せ先 企画調整室 TEL 052-223-4610

飛騨市がオーガニックビレッジ宣言を行いました

農林水産省は、有機農業の生産から消費まで一貫し、地域ぐるみで取り組む産地（オーガニックビレッジ）の創出に取り組む市町村を支援しています。

有機農業の産地化を進める岐阜県飛騨市は、令和6年度からみどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用した取り組みを実施し、3月22日に「オーガニックビレッジ宣言」を行いました。

飛騨市は、飛騨市有機農業推進協議会を中心とした取り組みを実施し、豊かな自然を守り、持続可能で環境に優しい農業の実現を目指して有機農業の取り組みを推進しています。東海農政局は、この宣言を契機に自然と調和した持続可能な農業の実現と、飛騨地域の活性化が図られることを期待しています。

有機農業推進に向けた取り組み事項

【人材の確保・育成】

都市圏での就農フェア等への参加、新規就農希望者の研修の場の設置 等



【生産体制の構築】

県や研究機関と連携した技術支援、水田抑草ロボットや乗用型除草機の試験導入、草食動物を活用した法面除草の検証 等

【有機農産物の流通・販売の促進】

集荷・販売を行う拠点づくり、飲食店と生産者のマッチング、学校給食での有機農産物の活用 等

【地域の理解醸成に向けた取り組み】

著名人による講演会やセミナーの開催、市民参加型イベント（ファーマーズマルシェ等）の開催、食の情報サイト「Hidaichi」での掲載および周知 等

飛騨市オーガニックビレッジ宣言



多様な担い手の確保・育成をはじめ、栽培技術の向上や省力化に向けた取り組みのほか、給食での有機農産物の活用や地域の理解醸成に向けた取り組みを行い、環境負荷を低減した農業の振興を推進していきます。



飛騨市の宣言の詳細はこちら



オーガニックビレッジ宣言式典での記念撮影の様子

お問合せ先 生産部 環境・技術課 TEL 052-746-1313

1次産業を活かした「楽しい」地域おこしについて講演しました

東海農政局では、農村の振興について、基盤整備にとどまらず都市農村交流の推進など、地域活性化の支援に取り組んでいます。

その一環として、3月27日、伊賀市認定農業者研修会で「1次産業を活かした『楽しい』地域おこし～地域のみんなをトルネード～」をテーマに、福井次長が講演をしました。

栃木県庁・鹿児島県鹿屋市役所・農林水産省新潟県拠点など、各地で地域活性化に関わってきた経験をもとに、地域にあるものを活かす／とにかく楽しむ／みんなが少しずつ参加するなど、地域内外のたくさんの人を巻き込む秘訣を、本人渾身のギャグを交えながら面白おかしくお伝えし、会場は終始笑いに包まれました。

参加者からは「非常に面白い講演だった」「地元でも話してほしい」「地域の魅力の伝え方が参考になる」「何もない町も気づいていないだけで何かある」「伊賀でもみんなでつながって盛り上げていきたい」などのご感想をいただきました。



会場の皆さんにも参加してもらいながら楽しく講演が進みます



熱が入るあまりマイクとプロッコーを間違える一幕も



決めポーズ（トルネードポーズ）を熱演する福井次長

（講演者本人談）

1次産業を活かした地域おこしに関心のある方、楽しい地域活性化に取り組みたい方、講演やワークショップの依頼お待ちしております。

お問合せ先 三重県拠点 TEL 059-228-3151

2027年国際園芸博覧会 ✨ 高校生ガーデン制作グループ募集中 ✨

2027年3月19日（金曜日）～9月26日（日曜日）、横浜市において国際園芸博覧会を開催します。
本博覧会の日本国政府出展エリアと一緒に彩ってくれる高校生グループを募集しています。
ご興味のある学校は個別に対応することもできますので、下の2次元コード（農林水産省ウェブサイト）の事務局（お問合せ先）へご連絡ください。

2027年国際園芸博覧会 日本国政府出展

募集 高校生 ガーデン 制作グループ

日本では37年ぶりとなる最上位クラス（A1）の国際園芸博覧会が神奈川県横浜市瀬谷区・旭区で開催されます！
2027年国際園芸博覧会の政府出展エリアでガーデンを企画制作する高校生グループを募集します！

テーマ 花とみどりで創る景色

世界各国から集まる来場者に向けて
トゥクトゥクが喜ぶガーデンの企画制作に
仲間とチャレンジしてください！



トゥクトゥクは、
地球がきれいだと嬉しくなり、
地球が汚れると悲しくなります。

詳しくはこちらから ▶

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/expo2027/sankaku.html>



公募期間：令和7年4月14日（月曜日）～
令和7年6月20日（金曜日）

対象者：高校生で構成するグループ

オンライン説明会（第3回）
令和7年5月16日（金曜日）16時～17時

※ご興味のある学校関係者の方なども参加いただけます。

審査日程：1次審査（書類） 7月上旬
2次審査（プレゼン） 7月下旬

〈実施内容〉

- ・採択後～令和8年11月
ガーデンを実現させるための課題研究
- ・令和8年12月～令和9年3月上旬
博覧会会場でガーデンの制作
- ・令和9年3月19日～9月26日（会期中）
取組成果の発表、メンテナンス

お問合せ先 生産部 園芸特産課 TEL 052-223-4624

食料供給困難事態対策法が施行されました

近年の世界的な食料安全保障上のリスクの高まりを踏まえ、不測の要因によって食料供給が不足する事態の防止や早期解消を図り、国民生活や国民経済への支障を防ぐための法律である「食料供給困難事態対策法」が令和7年4月1日に施行されました。

法律の全体概要（ポイント）

- ① 深刻度に応じて事態を区分した上で、
- ② 食料供給が大幅に減少する兆候の段階から、総理大臣を本部長とした**政府対策本部**を設置。
- ③ 政令で指定した食料や生産資材を対象に、
- ④ 段階的に供給確保のための措置（一定規模以上の事業者を基本に要請や計画届出指示等）を実施。
- ⑤ 不測時には、要請等に協力する**事業者への財政上の措置**を講じる。

以下のような情報は間違いです

× 国が増産を指示	→ 指示は『生産計画』の届出であり、増産は強制しません。
× 花農家に米やイモを無理やり作らせる	→ 法律上、そもそも米やイモを生産できない農家に要請や指示できない仕組みです。
× 増産しなければ罰金が科せられる	→ 罰金は計画を届け出ない場合に限って科されるもので、増産するかどうかは関係しません。

消費者の皆様へ

不測時の対策が効果的に実施されるためには、消費者の皆さまのご理解とご協力が不可欠です。そのため、我が国の食料をめぐる情勢や不測時において消費者が取るべき行動等の情報を発信することにより、国民理解の醸成に取り組んでまいります。

また、不測の事態に備え、ローリングストック等の備蓄に取り組む等、平時から一人一人にできることを始めてみることも大切です。



詳しくはこちら

お問合せ先 企画調整室 TEL 052-223-4609

新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき政府が策定するものであり、概ね5年ごとに更新することとされています。

食料・農業・農村政策審議会での議論を経て、令和7年3月27日に答申を受け、令和7年4月11日に令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく、初の「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。

新たな食料・農業・農村基本計画では、改正基本法の基本理念に基づき、テーマごとの基本的な方針を示し、講ずべき施策を体系的に整理しています。

- ①農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「**食料自給力**」の確保
- ②輸出拡大等による「**海外から稼ぐ力**」を強化
- ③食料システムの関係者の連携を通じた「**国民一人一人の食料安全保障**」の確保
- ④「食料システム全体で**環境負荷の低減**」を図りつつ、多面的機能を発揮
- ⑤地方創生2.0の実現のための「**総合的な農村振興**」、
「きめ細やかな**中山間地域等の振興**」

基本計画では、平時からの食料安全保障を実現する観点から、計画期間を5年間とし、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしています。

また、基本計画の実効性を高めるため、目標・KPIを設定し、少なくとも年1回、その目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証によりPDCAサイクルによる施策の見直しを行うこととしています。

【目標（2030年（年度））】

○食料自給率

- ・供給熱量ベース：38%（2023年度）→**45%**
- ・摂取熱量ベース：45%（2023年度）→**53%**

○農地の確保

農地面積：427万ha（2024年）→**412万ha**

○サステナブルな農業構造

49歳以下の担い手数：

現在の水準4.8万（2023年）を**維持**

等

生産者、食品事業者、消費者など食料システムの関係者・関係団体の皆様との連携・協働により、基本計画を実行していきます。

詳しくは、農林水産省ウェブサイトに掲載されていますので、ぜひ、ご覧ください。

お問合せ先 企画調整室 TEL 052-223-4609



江藤農林水産大臣（右）が、食料・農業・農村政策審議会 大橋会長（中央）と、企画部会 中嶋部会長（左）から、新たな食料・農業・農村基本計画に係る答申を受領

農林水産省

English > このページ > サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き要約から探す 組織図から探す キーワードから探す Google 検索

会員・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 基本政策 > 食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき政府が策定するものであり、概ね5年ごとに更新することとされています。

令和7年4月11日（金曜日）、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく、初の「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日 閣議決定）及び農林水産大臣談話

- > 農林水産大臣談話「改正基本法に基づく初の食料・農業・農村基本計画の閣議決定に当たって」（PDF：2,459KB）[（HTML版）](#)
- > 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント（PDF：826KB）[（HTML版）](#)
- > 新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI（PDF：592KB）[（HTML版）](#)
- > 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日 閣議決定）（PDF：5,495KB）[（HTML版）](#)



農林水産省ウェブサイト
「食料・農業・農村基本計画」

【編集後記】

新緑が映える過ごしやすい季節となりました。新生活をスタートさせた方は、そろそろ職場環境にも慣れてきたころ。ひとまず連休で一息ついて、リフレッシュしましょう！ なお、休みすぎで体調を崩されませんように！

<編集> 集> 東海農政局 企画調整室 TEL 052-223-4610

<ウェブサイト> <https://www.maff.go.jp/tokai/>

東海農政局



「食・農びっくあっぷ」メールマガジンの
ウェブサイト 登録はこちら

